

Title	「着弾距離」説と「海帯」観念の関係： 一七世紀オランダの国家実行を主たる題材として
Sub Title	The "Cannon Shot" Rule and the Concept of "Maritime Belt" : Re- visiting the History of Territorial Sea
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.6 (2015. 6) ,p.1- 27
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150628-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「着弾距離」説と「海帯」観念の関係

——一七世紀オランダの国家実行を主たる題材として——

明 石 欽 司

序 論

第一章 「着弾距離」説と「海帯」観念を巡る理論状況…先行研究の整理

第一節 海帯を領海幅員決定の前提とする学説

第二節 海帯と領海幅員決定を分離する学説

第二章 海洋における権限行使に関する一七世紀オランダの国家実行

第一節 漁業

第二節 海上礼式

第三節 臨検

結 論

序 論

本稿では、バインケルスフーク (Cornelius van Bynkershoek) により提示されたとされる領海幅員決定規則と

しての「着弾距離」説が「海帯」(領土に接続し一定の幅員で連続する海域)の觀念を元来内包するものであったのか否かについての考察が、主として一七世紀のオランダの国家実行の分析を通じて試みられる。このような考察を試みることの背景には、次のような筆者(明石)の状況認識が存在している。

欧州における領海制度の形成史に関しては、既に多くの先行研究が存在している。⁽¹⁾それら先行研究の中での共通する論点の一つが、現存する領海制度の起源を何時・何処に求めるかという論点である。そして、多数の論考において、その起源が古代ローマ帝国による海洋(地中海)領有主張や、中世イタリア都市国家による地中海沿岸海域領有主張に求められている。⁽³⁾しかし、より直接的な起源は、或る程度近代的な国家間関係が成立し、各国が自国沿岸海域に対して近代国際法上の評価を可能とするような国家実行を積み重ねるようになったと考えられる一七世紀以降に求められるべきであろう。

一七世紀には、後に「書物の戦闘」(une bataille de livres)⁽⁴⁾とも呼ばれることとなる「海洋論争」(海洋自由論と海洋領有論の対立)が繰り広げられたとされ、⁽⁵⁾それを通じて領海と公海の二元的秩序がもたらされたとする見解が一般的である。しかしながら、当時の海洋領有を是認する学説において、海帯としての領海を明確に主張したものは、管見の限りでは、存在しない。(例えば、セルデン(John Selden)の『閉鎖海論』⁽⁶⁾は、英国周辺海域である「英国海」(the British Seas)の同国による領有主張の擁護を主たる目的としており、一定の幅員による海洋領有を主張するものではないと解される。)勿論、海洋の領有可能性が一般的に認識されたことは重要ではあろう。しかし、『自由海論』(Mare liberum)におけるグロティウスですら(そして、後の『戦争と平和の法』(De jure belli ac pacis libri tres)においてはより広い範囲で)取得可能な海域を承認していたことを勘案すれば、領海と公海という基本構造の確立においてより重要であるのは海帯觀念の一般的受容であると判断されるであろう。そして、この觀念の確立過程において、決定的な役割を演じたものが、バインケルスフークにより提示された「着弾距離」説で

あったと考えられてきたのである。

着弾距離説は、バインケルスフークの二つの著作中に次のような定式として登場する。即ち、一つは、『海洋領有論⁽⁸⁾』の中で「武力が尽きるところで陸の権能は尽きる⁽⁹⁾」とされ、他は、『公法の諸問題⁽¹⁰⁾』の中で「武器の力が尽きるところで、陸の支配権は尽きる⁽¹¹⁾」とされている。前者は、外国船舶が沿岸国に対する海上礼式を行うことについての議論の中で提示されたものであり、「大砲の射程まで、陸の権能は及ぶ⁽¹²⁾ (eo potestatem terrae extendi, quousque tormenta exploduntur)」とするのが、全体としてよりよい規則のように思われる」と主張され、「なぜならば、我々はそこまで支配し (imperare)、占有する (possidere) とみなされるからである」との理由が付されている。また後者は、中立国沿岸海域における戦闘行為の禁止に関する議論の中で、前者に関して述べられた事柄が確認され、前者を言い換えるかたちで示されたものである。

但し、バインケルスフークの著作中では「沿岸海」(mare terrae proximum)と「外海」(mare externum) (更には「大洋」(oceanus))とが区分されているだけで、前者が海帯であることは明示されていない⁽¹²⁾。また、海帯概念の存在を示唆するような記述、特に海岸に砲台が実在することを沿岸国の管轄権行使の条件としないという記述も見出されない⁽¹³⁾。それにも拘らず、後世の研究者が着弾距離説を論ずる際に、現存する領海制度の特性としての海帯の存在が当然の前提とされてきたように思われるのである⁽¹⁴⁾。そして、その背景には、「着弾距離説≠領海幅員決定規則」という単純な理解⁽¹⁵⁾があるものと推測される。(このような理解が、何時、そして誰によってもたらされたのかについても我々は問題とすべきであろう⁽¹⁶⁾)。着弾距離説が領海制度の確立に及ぼした影響を考察するためには、着弾距離説と海帯観念の関係、そして、着弾距離説と領海三海里規則の關係の検証が必要となる。しかし、これまでのところ一部の研究を除いて、これら二つの關係の存在を理解した上での検討が充分になされてきたとは言い難い。特に、バインケルスフークの立論をこのような理解の下で論じた論考は少数である。

以上のような状況認識に基づき、以下では、まず、着弾距離説と海帯観念の関係を巡る先行研究を紹介・整理し（第一章）、次に、主として一七世紀のオランダの海洋における権限行使に関わる国家実行を紹介する（第二章）。その上で、バインケルスフークの着弾距離説における海帯観念の有無についての考察を行う（結論）。一七世紀オランダの国家実行を検討する理由は、同国がバインケルスフークの母国であり、その実行に対して彼が最も関心を払い、そのため該実行が着弾距離説提示の背景となったと思われること、そして、それにも拘らず後述する先行研究の中で殆ど看過されてきた部分であることにある。

第一章 「着弾距離」説と「海帯」観念を巡る理論状況…先行研究の整理

第一節 海帯を領海幅員決定の前提とする学説

多くの国際法史や海洋法史概説書において、バインケルスフークは近代的領海制度の確立に重要な役割を演じたものと評価されている。その典型が、『国際法古典叢書』の『海洋領有論』に編者 (James Brown Scott) により付された序論の中の次の一節である。

「バインケルスフークの時代において、大砲は概ね三海里を射程距離とした。したがって、国家が低潮線から三海里の水域を先占し、そこに対して支配権を行使するということになる。これはこの若き国際法学者によって提示された解答であり、諸国により受容された解答であった。⁽¹⁷⁾」

これに対して、フルトン (Thomas W. Fulton) は、¹⁸ 実行上「特定の諸事例において主張された水域の範囲につ

いての相異にも拘らず、沿岸からの着弾距離によって領海の一般的限界を決定するという原則は、特に中立国の権利に関して、一八世紀末以前の国家実行においてかなりの程度確立していた⁽¹⁸⁾と述べつつ、学説上は「着弾距離の代替として三海里限界を受容する者は殆どおらず、実際に殆どの著者達はそれに言及すらしていない⁽¹⁹⁾」として、着弾距離説と領海三海里規則の単純な結合については否定していた⁽²⁰⁾。

また、ベイティー (Thomas Baty) は、フルトンが領海三海里規則を一般的に受容された規則ではないとした点に対して批判的であり、同規則について、それが一八世紀末に一般的に受容され、「それが実際の活動においては殆ど挑戦を受けておらず、その挑戦が成功したことは決してなかった⁽²¹⁾」とする。また、ベイティーは領海三海里規則が学説上「長きにわたり『三海里または着弾距離』という二重の形式において示され得⁽²²⁾」たのであって、これは「代替的規則ではなく、代替的記述であった⁽²²⁾」とする。つまり、彼は「これら二つの事柄は概ね同一⁽²²⁾」であることを主張したのである。

以上の三者の見解は、着弾距離説により領海三海里規則が確立されたとするか否かという点では相異を示している。しかしながら、それらには共通点が存在する。即ち、彼らの論理の前提には、スコットの主張に典型的に現れているように、「低潮線から三海里の水域」、つまり「海帯」の観念が存在しており、彼らはあたかも着弾距離説に海帯観念が内在するかのような理解を示しているのである⁽²³⁾。

第二節 海帯と領海幅員決定を分離する学説

前節で検討された諸見解に対して、「海帯」観念と「幅員」決定の問題は別個の起源を有するとの見解が存在する⁽²⁴⁾。ウォーカー (Wyndham L. Walker) は、主としてフランスの公文書館所蔵資料を活用しながら諸国の実行を検討し、その結果として、先ず、「一八世紀において着弾距離規則は、フランス、スペインおよび南欧の海戦

時の中立に関する諸問題の中で広く行われたものではあったが、北欧の海洋列強は自己の管轄権の限界についてそのような狭い範囲を受容したことは決してなかった」こと、次に、「南欧の国際法学者の著作中に三海里限界が登場する一世代以前に、スカンジナヴィア諸国が既に距岸一リーグ (marine league) (概ね四海里に換算される) の範囲での海帯に対する管轄権を主張していた」こと、そして「スカンジナヴィア以外においてさえも、関税・衛生・漁業の管理規則は、着弾距離をはるかに越える距岸数リーグの海域に対する管轄権を主張する傾向にあった」ことを挙げる。その上で結論として「その性質において、三海里規則は着弾距離規則から全く独立して生成したように思われる」と述べられている。⁽²⁵⁾つまり、ウォーカーは着弾距離規則と領海三海里規則が欧州内の異なった地域に各々の起源を有する全く別個の規則であったと考えられる旨を主張しているのである。

これに対して、ケント (Heinz S. K. Kent) は、ウォーカーの所論を批判的に発展させつつ、次のように論じている。先ず、彼は、「デンマーク＝ノルウェーにおいては一六世紀から一九世紀初めにかけて、一定幅員の沿岸海域内で管轄権を行使する実行が進展していた」とするが、「この発展は着弾距離についての如何なる言及もなされることなく生じた」⁽²⁶⁾として、「海帯」観念と「着弾距離」説が元来無関係であったことを確認する。そして、自国沿岸海域における管轄権についての同国の主張が、「オランダ・フランス・イギリスとの関係においては脆弱なデンマークの海軍力では、海洋領有 (dominium maris) や、ましてや沿岸の幅広い海帯に対する主張を実行に移すことはできなかった」ため、「デンマークが自己の主張の少なくとも一部分を維持しようと欲するならば、より狭い限界への撤退が必要であった」ことが指摘される。更に、同国が交戦当事国とはならない戦争が遂行される中で「デンマークの中立が、砲台で保護された水域によってよりも、連続した中立海帯によっての方が保障された」ことを通じて、同国の実行を他の海洋諸国が受容するようになったとされる。また、この問題に関して発生した紛争は「主張された連続的、海帯の幅員を巡るものであった」とも述べられる。その上で、当該海帯の幅

員を「三海里、恐らくは着弾距離、に修正すべきことをフランスが提案したときに、デンマークの実行の本質的要素と着弾距離規則のそれが合致し、近代の三海里限界の観念が生まれ出た」のであり、「したがって、三海里限界は、一定幅の連続的海帯内での領域管轄権の本質的要素をデンマーク＝ノルウェーの実行に負ったのであって、どちらかと言えば、この観念の余地がない着弾距離規則にはないのである」⁽²⁷⁾とケントは結論付けている。

ここで触れられているフランスの提案とは、「七年戦争」中に発生したデンマーク沿岸でのフランス私掠船による英国船の捕獲事件を巡る紛争の中でなされたものである。ケントは、フランスがデンマークとの交渉において、デンマークが主張してきた海帯としての中立水域については認めるものの、その幅員についてはデンマークの従来主張であった四海里ではなく、着弾距離と考えられる三海里にすべきものと提案したとしている。そして、「この事件において、領海の範囲を決定する二つの別個の原則、即ち、連続する海帯の原則と着弾距離規則の遭遇が見出され」、「近代の三海里限界は、連続的一定幅員の海帯という観念に寄与するデンマークの実行とその幅員を決定する着弾距離規則の二つに由来したように思われる」⁽²⁸⁾とされている。

このようなウォーカーとケントの見解には異なる部分が存在するものの、着弾距離説と海帯としての領海が、起源が異なるものであるとする点では一致する。そして、その点こそが前節で紹介されたスコット等が示した見解との大きな相異点となるのである。⁽²⁹⁾

以上の諸説とそれらの相異点を理解した上で、次章では、バインケルスフークによる着弾距離説の提示の背景となったと思われる一七世紀を中心とするオランダの関連国家実行を検討し、そこにおける海帯観念の有無を検討することとしたい。

第二章 海洋における権限行使に関する一七世紀オランダの国家実行

第一節 漁業

古くから「低地地方」(Nederlanden)の住民にとって漁業は重要な産業であったが、それは必ずしも自国沿岸漁業に限定されることなく、例えば、グリーンランドおよびスピッツベルゲンの周辺海域における鯨漁のように外洋や他国沿岸海域においても行われていた。そして、何よりも大きな利益が期待できた鯨漁は、イングランドおよびスコットランド沿岸海域を主要な漁場としていた。⁽³⁰⁾そのため、自国と英国本土との間にある海域における漁業の自由の確保はオランダ漁業にとつての死活的利益に関わる問題であると認識されてきたのである。⁽³¹⁾

英国本土と低地地方との間の海域における漁業に関する条約規定は、遅くとも一四〇六年以降逐次締結されてきた一連の「ブルゴーニュ条約」(the Burgundy Treaties)⁽³²⁾の中に存在している。即ち、一四〇六年の英国王ヘンリー四世(Henry VI)とブルゴーニュ公ジャン(Jean)との間の通商条約の第二三条に、沿岸諸地域(英国、ブルゴーニュのみならず、ノルマンディーやその他の地域を含む)の漁民についての漁業の自由が規定されていたのである。(但し、明確な海域は示されていなかった。)

ブルゴーニュ条約は一四九五年の“*Magnus Intercursus*”と呼ばれる条約によって代替される。⁽³⁵⁾この条約は英国王(ヘンリー七世)とオーストリア大公(兼ブルゴーニュ公)(フィリップ)の間で締結された講和・通商条約の⁽³⁶⁾ことである。その第一四条は、明確な海域を示すことがないまま、何れかの条約当事者に属する漁民が航行および漁業を行うことができる旨を定めている。オランダはその後の一連の条約交渉において同条約に依拠したとされる。⁽³⁸⁾また、漁業の自由はその他の国との間での条約交渉においてもオランダにより追求されたのである。⁽³⁹⁾

しかし、この漁業の自由は沿岸国である英国にとっては不利に働くことが次第に明らかになっていった。一七

世紀の英国は、国王ジェームズ一世による一六〇九年五月六日の宣言に典型的に示されるように、自国沿岸海域における外国人漁業を制限する政策を進めた。⁽⁴⁰⁾ この宣言は、文言上は全ての外国漁民に対して向けられたものであるが、その主たる標的をオランダ漁民とすることが意図されていたという。また、前述の“*Magnus Intercursus*”に規定された漁業の自由に関しても英国は異を唱えたのであった。⁽⁴¹⁾

更に、一六一八年の英蘭間の外交交渉を通じて、オランダ側は自国漁民が英国本土からの視界内にある沿岸海域で漁業活動を行うことを禁ずることを約束したと伝えられている。⁽⁴²⁾ 確かに、一六一八年六月五日付および一六二五年五月一〇日付でオランダ連邦議会 (Staten-Generaal) が発した布告 (Plakaat) ⁽⁴³⁾ は、オランダ人一般に対して、スコットランド近海における英国漁民への妨害行為を禁じている。また、同内容の規定は一六一八年五月七日付のホラント州議会布告にも見られる。⁽⁴⁴⁾ しかし、これらの布告では、漁業活動そのものは禁じられておらず、前述の外交交渉における約束は、完全に履行されたとは思われないのである。

このように若干の制約を自国漁民に課す措置を講じてはいるものの、⁽⁴⁵⁾ オランダは基本的に漁業の自由という政策目標を変更してはいない。例えば、一六七四年の英蘭条約において漁業の自由に関する規定が脱落しているが、⁽⁴⁶⁾ 翌年九月三日付のオランダ連邦議会命令 (Ordonnantie) では、「イングランド北部並びにスコットランドの全ての沿岸」における漁業の自由が確認されている。⁽⁴⁷⁾ 尚、この命令は仏蘭間での合意に基づいて発されたフランス側の同 (一六七五) 年八月一七日付命令に対応して発されたものである。⁽⁴⁸⁾

以上のような「外洋」および他国沿岸海域における漁業の自由の確保に向けた活動と異なり、オランダは自国の沿岸水域や河川・湖沼等の「内水」における漁業活動については、規制措置を頻繁に発している。概ねそれらは、「無許可操業の禁止」、「特定魚種の漁獲禁止」および「特定漁法の禁止」等に区別することができるが、ここでは当該規制措置が実施される水域がどのように指定されていたのかという観点から整理を試みたい。

第一に、規制水域について具体的に当該水域（河川や湖沼）や沿岸の都市や村落の固有名を列挙するというものである。例えば、一六〇九年六月三日・一六一〇年三月五日・一六二四年五月二〇日・一六四八年三月一三日の各日付の連邦議会布告は、⁽⁴⁹⁾一定の湖沼における小型魚種の漁獲を禁じている。この指定方法を採用した布告は多数見出され、⁽⁵⁰⁾規制水域を指示する最も一般的な方法であると言えよう。

第二の方法としては、地理的な一般（普通）名詞を使用するものである。例えば、一六四八年三月一三日付および一六七四年一月二二日付の布告は、⁽⁵²⁾一定の漁法の利用を「ホラントおよび西フリースラント内の河川、湖沼および内水において」制限するものであった。また、これと同一の表現は、ホラント・西フリースラント州議会の一七〇七年二月九日付告示（Publicatie）、⁽⁵³⁾同年三月二六日付告示、⁽⁵⁴⁾一七〇八年二月一八日付布告においても用いられている。また、「河川」や「港」⁽⁵⁷⁾といった単語が単独で用いられることもある。⁽⁵⁸⁾

しかしながら、以上のような水域指定方法は、オランダの北海沿岸海域には適さない。そのため、例えば、一六八〇年三月一六日付ホラント・西フリースラント州議会決議（Resolutive）⁽⁵⁹⁾は、「海岸に沿った」（langs de Stranden）漁業の制限を行うために、沿岸地域に存在する多くの村落名を列挙すると同時に、州の領域の沿岸全般が対象とされる旨を規定した。同様の表示方法は、他の布告等においても見受けられる。⁽⁶⁰⁾

以上本節で見てきた事柄から、当時のオランダの実行の特色の幾つかが理解される。第一に、オランダ連邦議会（およびホラント・西フリースラント州議会）は、河川・湖沼等の「内水」に対して一定の権能を当然の如く行使していた。⁽⁶¹⁾第二に、自国沿岸海域に対する漁業活動規制を行う一方で、それ以遠の海域では漁業の自由を主張するという、自国の利益追求という立場が明確である。第三に、沿岸海域での漁業に対する規制措置が及ぶ範囲についての明確な基準は示されていない。⁽⁶²⁾

いいで、第二点について若干敷衍したい。本節ではオランダの死活的利益に関わる漁業関連の実行について検

討したため、同国の利益追求の態度が明白となる。しかし、それ以外の分野においては、他国が当該他国の沿岸海域に対して一定の権能を行使することをオランダが承認した事例も見られる。それは、沿岸海域における一種の「防止義務」や海賊行為等の抑止のための措置についての事例である。例えば、一六七九年一〇月に締結された蘭・スウェーデン間通商航海条約の第三五⁽⁶³⁾条では、両当事国が各々の「支配権の下にある海岸、港、河川において、軍艦その他による当事国の臣民に帰属する船舶または積荷の捕獲を許さないこと」を約束している。また、一六九一年六月の英・蘭・デンマークノルウェー間条約⁽⁶⁴⁾の第六条では、デンマーク王が英国王とオランダ連邦議会に負う義務として、自国の「沿岸または港湾および河川において、如何なる海賊行為や略奪行為も許さない」旨が規定されている。これらの条約規定は、表面上は義務規定となっているが、その前提として沿岸国による一定の権能の行使が承認されているものと解されるのである。

したがって、沿岸海域一般とそれ以遠の海域（「外洋」）との法的地位の相異は或る程度認識されていたと考えられる。但し、その場合であっても前述の第三点は維持される。つまり、沿岸海域と外洋の区別は漠然と觀念的には存在するが、それを区分する明確な基準は存在していなかったのである。

第二節 海上礼式

一定の海域を航行する外国船舶が陸上の城砦・要塞や海上の軍艦等に対して何らかの海上礼式を行うことは、その法的含意は必ずしも明確ではないにしても、当該海域に対する沿岸国の何らかの権威乃至権能の承認を意味するものとも解される。

英国は、自国周辺海域（「英国海」）において外国船舶に対して海上礼式を要求した。それは、例えば、一六四九年に英国艦隊提督（Robert Blake）に対して発せられた命令書において次のようなかたちで示されている。

「これらの「英国周辺」海域に対する支配権 (dominion) は記憶を超える古来より疑念の余地なく我が国に帰属してきたのであり、他の全諸国の船舶は当該支配権を承認して英国提督の視界内にある場合には彼らの旗を降ろし、彼の存在するところではそれを掲揚することはなかった。：「中略」：貴官は、当該海域の支配権を維持するため、貴官が存在するところで他の全諸国の船舶に自己の船旗を降ろさせるよう、またそれを掲揚することがないよう努めるべし。」⁽⁶⁵⁾

この英国による海上礼式の要求は、一六五四年にはオランダ船舶の条約上の義務として規定されることになる。即ち、一六五四年英蘭条約⁽⁶⁶⁾の第一三条において、「オランダ船舶は、これ以前と同様に、英国海内の英国軍艦に対して降旗するものとする」と規定されたのである。そして、同様の規定はその後の両国間の条約(一六六二年条約⁽⁶⁷⁾第一〇条)や一六六七年条約⁽⁶⁸⁾(第一九条)においても維持されている。

ここで問題となることは、「英国海」の範囲である。一六四九年の命令書では、「英国海」の範囲に関わる言及は「これらの海域」とあるだけであって、海域の範囲は曖昧であると言わざるを得ない。そして、その後の英蘭間の諸条約においても事態は全く改善されなかったように思われる。

このような状態が若干改められるのは、一六七四年の英蘭条約⁽⁶⁹⁾においてのことであつた。同条約の第四条は「*Finis Terrae* 岬」と「ノルウェーの *Van Stuten* と呼ばれる地」を挙げ、その間の何れかの海域にあるオランダ船は「中樺帆 (topsail) を降ろし、船旗を降ろす」旨を規定したのである。しかし、「*Finis Terrae*」という岬は、英語の古名で「*Finisteere*」、現在のスペイン名で「*Fisitera*」と呼ばれるイベリア半島西北端の岬を指すものと考えられ、この規定が対象とする海域は余りに広大であるように思われる。⁽⁷⁰⁾

このような広大な海域における海上礼式の要求は、英国の海洋領有を意味するというよりも、むしろ礼讓の問

題として扱う方が適切であろう。⁽⁷¹⁾しかし、ここで確認されるべきことは、一六四九年の命令書にもある通り、「英国提督の視界内にある場合」に海上礼式が要求されたという点であり、これはその場に軍艦が実在することが重要であったことを示していると言えよう。

以上の「英国海」における事例に対して、同じ海上礼式を命ずる実行であつても、より明確に海域の指定がなされたものがある。即ち、一六七〇年五月一六日付のオランダ連邦議会決議は、Kronenburg要塞（デンマーク）の大砲の下においては海上礼式を行うよう自国船舶に対して命じたのである。この決議では陸土の權威が及ぶ範囲について、着弾距離説に沿った考え方が明確に表明されている。更に、一六七一年一月三日付同議会決議は、全オランダ船員に対して、外国主権者の「要塞の大砲の下にある」港湾および河川に入る際に降旗および礼砲による海上礼式を行うことを命じた。⁽⁷²⁾つまり、この一六七一年の決議はその前年の決議の対象水域を一般化し、拡大したのである。

このようなオランダの自国民に対する命令の意図は、沿岸国主権者に対する単なる敬意の表明、即ち礼譲の問題でしかないかもしれない。しかし、このような命令は、陸上の砲台の下にある沿岸海域に対する何らかの（他の海域とは異なるという意味で）特別な地位の承認の表明と解釈され得るものである。また、「英国海」における事例と要塞の下における事例は、何れも大砲（軍艦のものであれ、要塞のものであれ）が実際に存在していることが前提とされていたのである。

第三節 臨検

さて、本章で最後に検討が加えられる国家実行は、中立船舶の臨検を行う際の方式に関するものである。領海制度形成史を主題とする本稿において、このような事項が扱われることは若干奇異な印象を与えるかもしれない。

しかしながら、結論を先取りして述べるならば、交戦国軍艦が中立船舶の臨検の権利を行使する際に、当該軍艦が当該中立船舶との間で保つべき距離について、着弾距離規則が採用されていたことが明らかとなるのである。

そもそも、臨検を行う軍艦と被検査船舶との関係を律する若干の基本原則については、一六三二年の英仏間の条約⁽⁷⁶⁾、特にその第三条により導入されたと言われている⁽⁷⁶⁾。しかしながら、同条約では臨検船と被検査船舶間で保つべき距離に関する規則は示されていなかった。以下では、この問題に関連するオランダの実行を検討することとする。

まず、一六四六年に締結された仏蘭間条約⁽⁷⁷⁾の第三条が挙げられ得る。同条は、オランダ商船がフランス軍艦による臨検を受ける場合に、後者は「大砲の着弾距離よりも近くに接近し得ない」とした上で、一連の手続を定めた。同様の規則は同じく仏蘭間で締結された一六六二年の条約⁽⁷⁸⁾の第三条に引継がれた。同条は、オランダ国民に対してフランス船舶への「着弾距離内」に接近することを禁じ、通航証および他の書類を検査するために二乃至三名のみを送り出すことが許されるとした。その後、両国間で締結された一六七八年の通商航海条約⁽⁷⁹⁾の第二〇条および一七三九年の通商航海条約⁽⁸⁰⁾の第二条も同様の規則を引継いでいる。

この規則は、フランス以外の諸国とオランダが締結した条約にも登場する。例えば、オランダとアルジェとの間で締結された一六六二年の平和条約⁽⁸¹⁾の第四条は、嫌疑あるアルジェ船舶へのオランダ船舶の接近についてこの規則を採用している。また、この規則は英蘭間の諸条約においても採用されている。例えば、一六六七年の通商航海条約⁽⁸²⁾第三条三項および翌年の通商条約⁽⁸³⁾第八条にこの規則が定められている。

更に付け加えるならば、オランダ以外の諸国が締結した条約にもこの規則は採用されている。例えば、仏西間の「ピレネー条約」⁽⁸⁴⁾(一六五九年)の第一七条や一七一三年の仏英間通商航海条約⁽⁸⁵⁾の第二四条にもこの規則が見出されるのである。

さて、当然のことながら、この規則は外国船舶が沿岸国に接近する際に当該沿岸海域に対する当該国の支配権を承認するという問題には直接的には関係していない。しかしながら、これらの条約が締結された時代においては、海上における具体的距離を示す基準として「着弾距離」に特別な意義が認められていたことは確認できるのである。

結 論

以上で（特に、第二章において）検討してきたことを、我々は次の諸点に纏めることができるであろう。第一に、一七世紀（事例によってはその前後の時代も含めて）オランダは、自国沿岸水域に自国の一定の権能を行使し、また他国の当該他国沿岸海域に対する一定の権能の行使を承認している。第二に、沿岸海域（および河川・湖沼等の「内水」とそれ以遠の海域（「外洋」）についての曖昧な観念的区別が存在した。第三に、沿岸国が自国領土から沿岸海域に対して何らかの権能を行使する際に、その範囲や幅員を表示する方法は多様であったが、着弾距離規則を除いて、明確性に欠けるものであった。第四に、着弾距離規則が適用された先例は、陸土（砲台）に対する海上礼式と中立（臨検）規則の中に見出されるのであって、着弾距離規則が領海幅員決定方法として適用されたものではない。

これらの諸点は、本稿の「序論」で述べられた事柄との関連において何を意味するのであろうか。

先ず、着弾距離規則が採用された事例は、実際に大砲（要塞や軍艦）が存在する海域についてのものであったことから、当時の着弾距離規則には海帯観念は存在していなかったものと考えられる。したがって、着弾距離説と海帯観念は、別個の事象の中で生成してきたことをオランダの実行は示している。これは、第一章で検討した

ウォーカーやケントの主張を支持するものである。

また、バインケルスフークの領海制度形成史における評価、とりわけ彼の理論における海帯観念の有無については、次のように述べるべきであろう。

仮に、バインケルスフークの着弾距離説の提示が、当時のオランダの諸々の国家実行を忠実に反映するものであり、それらを定式化する意図を伴うもの（即ち、「実証的」に導出される結論）であったとするならば、彼には海帯としての沿岸海域の領有（領海化）の意識はなかったことになる。それどころか、沿岸国の権能一般が（実際に大砲が存在する場所に限定された）沿岸海域に及ぶとすることすら、実証的には言えなかった筈である。

むしろ、バインケルスフークの着弾距離説の意義は、異なる事象において適用されていた着弾距離規則という実行を「海洋領有の領土からの限界」という新たな問題に適用したこと、その意味において「立法論」として提示したことにあったと考えるべきである。そのような立法論であったからこそ、「バインケルスフークの『着弾距離』という規準はその後の半世紀近くも法律家達によって採用されることはなかった⁽⁸⁶⁾」ということになると言えよう。

そしてこのような意味における「立法論」に至る着想の素材は、本稿で扱い、バインケルスフーク自身も通曉していたであろう当時の諸実行や、アウデンダイク (Johanna Katherina Oudendijk) が主張するフランスの法律家であり外交官でもあった人物 (Pierre Jeannin) による一六〇九年の着弾距離説に関する示唆⁽⁸⁷⁾、あるいはフルトン⁽⁸⁸⁾、ウォーカー⁽⁸⁹⁾およびその他の研究者が採り上げている一六一〇年の英蘭間漁業交渉における着弾距離規則の提案等々⁽⁹¹⁾、数多く存在していた。バインケルスフークは着弾距離説自体の創案者ではなく、その偉大な応用者であったと我々は考えるべきなのである。⁽⁹²⁾

但し、バインケルスフークが立法論として着弾距離規則を提示したとするならば、海帯概念が彼の理論には存

在した可能性が発生する。しかし、それも以下の理由により、認められないと考える方が自然である。先ず、彼自身が言及している Kronenburg 要塞下での海上礼式についての議論⁽⁹³⁾からも理解される通り、現実の砲台の存在が重要であつたと考えられる。次に、「遠洋漁業国」オランダにとつて利益となるのは、沿岸国の権能が及ぶ範囲を可能な限り狭くすることであり、その点で現実に砲台が存在する海域に限定する方が望ましいことになる。⁽⁹⁴⁾そして、最後に、文法上の問題がある。彼の「着弾距離」説は何れも直説法（時制は現在）で表現されている。これは、彼が観念的・抽象的に論じているのではなく、現実に砲台が存在する、あるいは砲弾が射出されることを前提としていることを示すものと言えよう。

以上のことから、バインケルスフークの着弾距離規則は、実定法の解釈論および立法論の何れの観点からしても、海帯の観念を前提としたものではなかつたと、我々は考えるべきである。⁽⁹⁵⁾結局、本稿の「序論」で提起されたような「着弾距離説^非領海幅員決定規則」という単純な理解とその誤りは、現存する法制度を前提として、それを安易に過去へと投影するという（多くの場合に無意識的な）思考が歴史的事実や文献の解釈を誤らせるという（我々が陥りがちな事態の）多くの事例の一つであつたのである。

尚、最後に確認されるべきことは、以上に見てきた国家実行が既に存在していたからこそ、バインケルスフークの「立法論としての着弾距離規則」が構想・提示され得たのであり、彼の想像力のみに由来する規則として提示されたのではないことである。そして、このような国家実行と国際法理論の關係の実証的究明も、国際法史研究の重要な課題の一つとして認識されねばならないのである。

(1) とりわけ、フルトンの著作 (Th. W. Fulton, *The Sovereignty of the Sea* (Edinburgh/London, 1911)) は、領海制度史に関する議論の際には、現在においても参照されるべき文献であると思われる。また、次の二著作も重要である。

- L. B. Hautefeuille, *Histoire des origines, des progrès et des variations du droit maritime international*, 2^e éd. (Paris, 1869) : 高林秀雄『領海制度の研究』(第三版)(有信堂高文社、一九八七年)。
- (2) 古代ローマ帝国による地中海の領有主張に関しつは、次の文献を見よ。C. Philipson, *The International Law and Custom of Ancient Greece and Rome*, vol. II (London, 1911), pp. 377-380; P. T. Fenn, "Justinian and the Freedom of the Sea", *American Journal of International Law*, vol. 19 (1925), pp. 716-727; *Idem*, *The Origin of the Right of Fishery in Territorial Waters* (Cambridge, 1926) (hereafter referred to as "The Right of Fishery"), pp. 3-32.
- (3) 欧州中世の海洋領有を巡る法理論にうつは、差し当たり次の文献を見よ。P. T. Fenn, "Origins of the Theory of Territorial Waters", *American Journal of International Law*, vol. 20 (1926), pp. 465-482; *Idem*, *The Right of Fishery*, pp. 33-48.
- (4) E. Nys, "Une bataille de livres. Episode de l'histoire du droit international", in *idem*, *Études de droit international et de droit politique*, 2^e sér. (Bruxelles/Paris, 1901), pp. 262-273.
- (5) 「海洋論争」にうつは、次の文献を見よ。Fulton, *supra* note 1, pp. 338-377; P. B. Potter, *The Freedom of the Seas in History, Law, and Politics* (New York/London, etc., 1924), pp. 57-80; Fenn, *The Right of Fishery*, pp. 150-223; R. P. Anand, *Origins and Development of the Law of the Sea: History of International Law Revisited* (The Hague/Boston/London, 1983), pp. 72-123 : 柳原正治『グロテウス』(清水書院、二〇〇〇年) 九八—一二五頁。
- (9) J. Selden, *Mare clausum seu de dominio maris libri duo* (1635), 本稿執筆に際して参照した版は、一六三五年(ロンドン)版のリプリント版 (Biblio Verlag, Osnabrück, 1978) である。
- (7) グロテウスが取得可能性を認めた海域については、拙稿「近代領海制度前史——欧州における海洋領有を巡る実行と法理論の素描——」栗林忠男・杉原高嶺(編)『海洋法の歴史的展開』(有信堂高文社、二〇〇四年) 一三一—四頁を見よ。
- (8) *De dominio maris dissertatio* (1st ed., 1703; 2nd ed., 1744), (以下、註におうつは "D.M.D." とする。) 本稿が依拠する版は、『国際法古典叢書』(*The Classics of International Law* (New York, 1923)) 所収の第二版(一七四四年)である。尚、D.M.D. の初版と第二版の実質的相異は、第二版の三五九頁以下約二頁 ("Si non subsistant" で始まる

- 段落から二段落分)にわたる部分が加筆されている点のみであるが、本稿での議論に直接に関係する変更ではない。(バインケルスフークは後に公刊された別の著作 (Q.J.P. *infra* note 10, p.339.)で、両版の間で見解の変更はない旨を明言している。)また、D.M.D.の初版の公刊年を巡る問題については、次の拙著を見よ。K. Akashi, *Cornelius van Bynkershoek: His Role in the History of International Law* (The Hague/London/Boston, 1998), pp.7-8, n.28.
- (9) "Potestatem terrae finire, ubi finitur armorum vis." D.M.D., c.ii (p.364).
- (10) *Quaestio in iuris publici libri duo, quorum primus est de rebus bellicis, secundus de rebus vari argumenti* (1737) (*The Classics of International Law* (Oxford/London, 1930)).(以下、註におおづつは"Q.J.P."とせよ。)
- (11) "Imperium terrae finire, ubi finitur armorum potestas." Q.J.P., lib.I, c.viii (p.59).次の箇所を見よ。Ibid., lib.II, c.xxi (pp.339-340).
- (12) 次の文献では、バインケルスフークの着弾距離説自体が「乱暴なまでに単純」なかたちで提示されており、実際上の問題の解決にとつては何ら役立たなかったことが指摘されている。A. Raestad, "La portée du canon comme limite de la mer territoriale", *Revue générale de droit international public*, tome 19 (1912), p.610.
- (13) 例えば、バインケルスフークとはほぼ同時期のドイツの学者グントリント (Nikolaus Hieronymus Gundling) は、海洋において沿岸国の権能が及ぶ範囲を距岸三マイル (恐らくドイツ・マイル) とし、しかもその権能の根拠を着弾距離説に置きつつも、海洋領有の際に常に武力が実際に存在することを必要とするのではなく、艦隊の保有という事実があればその事実によって沿岸国の権威は保持されるのだとする議論を展開している。N. H. Gundling, *Ausführlicher Discours über das Natur- und Völker-Recht* (Frankfurt a. M., 1734), S.249. 註) 36. グントリントの議論は次の文献におおづつ紹介されている。D. P. O'Connell, "German Literature on the Territorial Sea in the 18th and 19th Centuries", in J. Tittell (hrsg.), *Multitudo Legum: Ius Unum: Festschrift für Wilhelm Wengler zu seinem 65. Geburtstag*, Bd. 1 (Berlin, 1973), p.326.
- (14) バインケルスフークに海帯の観念があったかのように論じられるようになった原因の一つとして、D.M.D.の英訳者 (R. V. D. Magoffin) による訳語選択の問題が挙げられ得る。即ち、ラテン語原文では "mare terrae proximum" (陸土に近接した海洋) となつてゐる箇所が英訳では "maritime belt" となつてゐるのだから。See, e.g., D.M.D.

(trans. p41 *et seq.* の点については、次の文献におうとも同旨の示唆が行われている。W. L. Walker, "Territorial Waters: The Cannon Shot Rule", *British Yearbook of International Law*, vol.22 (1945), p.211, n.6.

(15) 典型例として次の文献を見よ。B. A. Harlow, "Freedom of Navigation": in L. M. Alexander (ed.), *The Law of the Sea: Offshore Boundaries and Zones* (The Ohio State U. P., 1967), pp.189-191; S. P. Sharma, "Territorial Sea", *Encyclopedia of Public International Law*, vol.4 (Amsterdam/London, etc., 2000), p.819.

(16) 着弾距離説と領海幅員決定規則の結合（結果としては、着弾距離説による領海三海里規則の確立）の時期についても見解の対立がある。例えば、コロンボス（Constantine John Colombos）は「着弾距離の限界の領海三海里への同化（assimilation）」をストーウエル卿（Lord Stowell）による一八〇五年の判決によつてもたらされたものとしてゐる（C. J. Colombos, *The International Law of the Sea*, 6th ed. (London, 1967), pp.92-93.）が、スワットラウバー（Sayre A. Swaztrauber）は、後註(20)でも触れられているように、「七年戦争」中の一七六一年に発生した拿捕事件の判決によつてもたらされたものとしてゐる（S. A. Swaztrauber, *The Three-Mile Limit of Territorial Seas* (Annapolis, Maryland, 1972), pp.53-54.）。

(17) J. B. Scott, "Introduction", *D.M.D* (p.17).

(18) Fulton, *supra* note 1, p.576.

(19) *Ibid.*, p.603.

(20) 領海三海里規則に関する或る専門研究書（Swaztrauber, *supra* note 16.）においては、先行する多様な国家実行や学説が列挙されているが、「三海里限界は静かに国際的実行に忍び入った」（*Ibid.*, p.51.）とされ、最終的に「七年戦争」中の一七六一年に発生した拿捕事件において着弾距離説と領海三海里規則との同一視（equation）が行われたとされている（*Ibid.*, pp.53-54.）。この説は、フルトンの説と同一線上にあると解されるが、その議論の過程においてフルトンの説への言及は見られない。（尚、この著書は近年の米国における海洋法の歴史を扱う文献の中で、かなりの頻度で引用されているとの印象を受ける。（See, e.g., W. L. Schachte, Jr., "The History of the Territorial Sea from a National Security Perspective", *Territorial Sea Journal*, vol.1 (1990), pp.143-167; R. J. Wilder, "The Three-Mile Territorial Sea: Its Origins and Implications for Contemporary Offshore Federalism", *Virginia Journal of*

International Law, vol.32 (1992), pp.681-746.) しかしながら、同書は、後註(23)でも触れられている点を示すように、引用文献について原典との対比を行うことなく英訳版のみに依拠しているものと思われ、専門研究書として問題がないとは言えない。)。

(21) Th. Baty, "The Three-Mile Limit", *American Journal of International Law*, vol.22 (1928), p.503.

(22) *Ibid.*, p.504. (引用文中の傍点部分は原文では斜字体強調。)

(23) 先に挙げられたスワルトトラウバーの著書においてもこの点はスコットと同一であり、前註(14)で指摘されているような訳語の誤りを犯している。See, Swaztrauber, *supra* note 16, pp.28-30. 次の著作においても、領海(三海里規則形成に関する記述が海帯概念を前提として展開されている)。Ph. C. Jessup, *The Law of Territorial Waters and Maritime Jurisdiction* (New York, 1927), p.3 *et seq.* また、次の文献では、領海制度確立過程に関する論述において海帯観念の言及が存在しない。R. R. Churchill/A. V. Lowe, *The Law of the Sea* (Manchester/Dover, NH, 1983), p.53 *et seq.* 更に、次の文献も参照せよ。Th. W. Balch, "The Marine Belt and the Question of Territorial Waters", *American Journal of International Law*, vol.6 (1912), pp.132-139.

(24) 本節において以下で紹介されるウォーカーおよびケントの論考には、高林も注目している。(高林『前掲書』(前註1)二七九頁以下を見よ。)しかし、高林は「ウォーカーがバインケルスフークの時代に確立していたというフランスの慣行をもって、バインケルスフークの理論には一国の沿岸にそう領海帯の観念がなかったと断定し、そのことから直ちに、今日の三カイリ主義は射程距離説とは全く歴史的起源を異にする別個の規則であると主張するのは、いくぶん論旨が飛躍するのではないかと思われる」(同前、二九五—二九六頁。)とし、「領海の範囲に関する射程距離説と三カイリ主義との関係をみてくるならば、やはり通説の説くように、今日の三カイリ主義はかつての射程距離説と歴史的な関連をもつといわなければならないであろう」(同前、三〇二頁。)との結論に至っている。本稿では、オランダの史料をもとに、高林とは異なる結論を得ることになる。

(25) Walker, *supra* note 14, p.231. 引用文中の()内は原文による。

(26) H. S. K. Kent, "The Historical Origins of the Three-Mile Limit", *American Journal of International Law*, vol.48 (1954), p.552.

- (27) *Ibid.*, pp.552-553.
- (28) *Ibid.*, pp.548-550.
- (29) コロンボスは、着弾距離説が提示された一八世紀当時の「実際に海岸に設置された」大砲の弾丸の飛距離が「概ね一リーグ (one marine league)」としてゐる (Colombos, *supra* note 16, p.92). ことから、当初は着弾距離説と海帯観念が分離されていたことを認識しているようにも解されるが、この点についての議論を展開していない。また、ジデル (Gilbert Gidel) は、バインケルスフークによる着弾距離説の定式化を「断定的な、そして絶対的に一般的な様式」(une façon catégorique et absolument générale) によるものと見てゐる (G. Gidel, *Le droit international public de la mer*, tome III (Paris, 1934), p.36). ことから、ジデル自身の思考の中では着弾距離説と海帯観念が結合しているものと思われるが、戦時に外国武装船が沿岸国の要塞の前を着弾距離内で通過する際に礼式を行うことを義務付けられたことなどが挙げられており (*Ibid.*, pp.36-37)、実行上は海帯観念を伴うものではなかったことを認識しているようにも思われる。
- (30) A. Beauljon, *Overzicht der Geschiedenis van de Nederlandsche Zeevisserijen* (Leiden, 1885), p.33 et seq.
- (31) C. B. Meyer, *The Extent of Jurisdiction in Coastal Waters* (Leiden, 1937), pp.11-12.
- (32) 現在のオランダの大部分は当時ブルゴーニュ公がフランドル伯を兼ねることによって、ブルゴーニュ公領となつてゐた。
- (33) *Traité de Commerce*, donné à Westmunster le 10. mars 1406. J. Dumont (ed.), *Corps universel diplomatique du droit des gens* (1726), tome II, partie i, p.303. (以下この資料からの引用箇所は、巻 (tome) ・部 (partie) ・頁の順に、例えば、次のように記すこととする。"Dumont, II, i, 303.")
- (34) 但し、この条約の正文には条数が付されてゐない。
- (35) Fulton, *supra* note 1, p.72.
- (36) *Tractatus pacis et commercii. Datum Londini die 24. Februarii 1495.* (Dumont, III, ii, 336-343)
- (37) この条約にも条数は付されてゐない。
- (38) フルトンはこの条約を「一七世紀オランダの対英政策の頼みの綱 (sheet-anchor)」であつたとしている。

- Fulton, *supra* note 1, p.72.
- (39) 例えは、仏蘭間で一六六二年四月に締結された条約 (Traité d'Amitié, de Confédération, de Commerce et de Navigation, fait à Paris le vingt-septième avril, 1662. (*Dumont*, VI, ii, 412-419)) の第四条は、両国の「航行および通商並びに漁獲に関する諸権利、占有、免除、自由」を奨励および保護する相互の義務を規定している。
- (40) The Proclamation of the James I for the Restraint of Foreigners Fishing on the British Coasts dated 6 May 1609, への宣言は次の文献に収められている。S. Muller, *Mare Clausum: Bijdrage tot de Geschiedenis der Rivaliteit van Engeland en Nederland in de Zeventiende Eeuw* (Amsterdam, 1872), pp.321-324.
- (41) See, C. G. Roelofsen, "Grotius and State Practice of his Day", *Grotiana*, vol.10 (1991), p.39.
- (42) Meyer, *supra* note 31, p.51.
- (43) *Het Groot Plakaten Boek*, I, 2, 5, 3. (pp.707-708.) "*Het Groot Plakaten Boek*"はオランダ連邦議会（一部は連邦構成州）の布告集である。以下、この資料からの引用箇所は、例えは、次のように記すこととする。"*G.P.B.*, I, 2, 5, 3. (pp.707-708.)" 但し、文書によつては、整理番号または頁数が省略されている。
- (44) *Ibid.*
- (45) 以上の他にも、ノルウェー沿岸でのオランダ漁民の活動に対する規制措置として、一六二〇年五月一二日付のホラント・西フリースラント州議会布告では、「アイルランド、シェットランドおよびノルウェーの岩礁内」での漁業活動が禁じられ (*G.P.B.*, I, 2, 5, 6, 2.)、また、戦時においてはしばしば、具体的な距離や基準が示されるものなごまに「グリーンランドにおける」捕鯨の禁止を命ずる告示が発せられている (*G.P.B.*, III, 10, 8, 29; *G.P.B.*, IV, 1, 11. (p.236.))。
- (46) Meyer, *supra* note 31, pp.34-35.
- (47) *G.P.B.*, III, 1, 11, 21.
- (48) オランダは、漁業の自由を確認するこれらの布告を出す一方で、敵国により発給される漁業免許を自国民が取得し、または戦争継続中に漁獲物を売買することを禁ずる旨の布告を、状況に応じて発している。 (*E.g.*, *G.P.B.*, p.2897.)

- (49) *G.P.B.*, I, 2, 49, I, 2.
- (50) 例えば、一五九七年三月一日付 (*G.P.B.*, I, 2, 49, 2, 2 (p.1295))、一五九二年一月二四日付および一六〇〇年九月一日付 (*G.P.B.*, I, 2, 49, 2, 3)、一六八三年七月一日付 (*G.P.B.*, IV, 10, 8, (p.1359)) のオランダ連邦議会の各布告、一六八三年四月一〇日付の同議会命令 (*Orde*) (*G.P.B.*, IV, 10, 8, (p.1360)) がある。
- (51) *G.P.B.*, I, (p.1276)
- (52) *G.P.B.*, III, 4, 4, 50, (p.1359)
- (53) *G.P.B.*, V, 10, 8, (p.1565)
- (54) *G.P.B.*, IV, 10, 8, (p.1566)
- (55) *G.P.B.*, IV, 10, 8, (pp.1568-1572)
- (56) 例えば、一六八三年九月二九日付布告 (*G.P.B.*, IV, 10, 8, (p.1362))。
- (57) 例えば、一五七七年五月三日付布告 (*G.P.B.*, IV, 10, 8, (p.1566))。
- (58) 一五八三年四月一九日付連邦議会布告は「運河」(*Sluys*) のみに言及している。(*G.P.B.*, I, 2, 49, I, 1.)
- (59) *G.P.B.*, III, 10, 8, 37.
- (60) 例えば、一六四九年五月二八日付國務院 (*Raed van State*) 布告 (*G.P.B.*, I, 2, 49, 2) を見よ。また、次の資料も見よ。*G.P.B.*, V, 10, 7 (p.1563); *G.P.B.*, V, 10, 8 (pp.1434-1435); *G.P.B.*, III, 10, 8, 34; *G.P.B.*, III, 10, 8, 35; *G.P.B.*, III, 10, 8, 36.
- (61) これに対応するかのように、バインケルスフークは『海洋領有論』において、塩水湖であるザウデル海 (*Zuider Zee*) (大規模干拓後の現在はアイセル海 (*IJssel Meer*)) に対するオランダの領有権を承認している。この主張は、同国の人々がオランダ沿岸海域および海峡部分に対して、妨げられることなく継続的な支配権を及ぼし続けてきたという事実に基づくものとされている。(*D.M.D.*, c.vii.) 更に、次の資料を見よ。*G.P.B.*, II, 5, 9, 1, 96; *G.P.B.*, II, 5, 9, 1, 97.
- (62) 前述の一六一八年の英蘭間の約束の中で言及された「本土からの視界内」という基準はある程度の明確性をもったものとも言えようが、既に指摘した通り、結局この約束は完全には履行されず、事実上無効とされてしまうのである。

- 80.
- (63) Treaty of Commerce and Navigation, signed at Nimeguen. 2 (12) October 1679 (C. Parry (ed), *Consolidated Treaty Series*, vol.XV, p.331 *et seq.*) (以下この資料なら引用箇所は、巻 (volume)・頁の順に、例えは、次のように記す) 80. "Parry, XV, 331 *et seq.*")
- (64) Provisioneel Tractaet wegens Navigatie, Coophandel hunner Onderdanen enz., geslooten tot Copenhagen (*sic*) 20/30 Junii 1691 (*Dumont*, VII, ii, 292-294) Cf., H. C. Crocker, *The Extent of the Marginal Sea* (Washington, 1919), p.518.
- (65) Instructions for the general (sic) appointed for the command of the fleet for this southern expedition. Whitehall, January 1649-50, Indors'd. Copy of the first instructions given to col. Blake, 17 January 1649-50; in J. Thurloe, *A Collection of the State Papers* (London, 1742), vol.I, pp.134-136. この命令書では、実効性を担保するために、この命令に従わなう外国船舶を拿捕し、処罰するのを想定されていた。
- (66) The Treaty of 5 April 1654, signed at Westminster (*Parry*, III, 225 *et seq.*)
- (67) The Treaty of Peace and Alliance, signed at Whitehall, 4 (14) September 1662 (*Parry*, VII, 193 *et seq.*)
- (68) The Treaty of Peace and Alliance, signed at Breda, 21 (31) July 1667 (*Parry*, X, 231 *et seq.*)
- (69) The Treaty of Peace, signed at Westminster, 19 February 1674 (*Parry*, XIII, 123 *et seq.*)
- (70) 「ホルマエーの "Van Staten" と呼ばれる地」は、次の文献では、ホルマエーのステーション (Staten) 岬を意味する。E. D. Brown, "Law of the Sea. History", *Encyclopedia of Public International Law*, vol.3 (Amsterdam/Lausanne, etc., 1997), p.170.
- (71) バインケルスフークは、英国周辺海域における前述の事例にも拘らず、これを礼譲の問題であつて、同海域に対する英国の領有権の承認ではないといふ。D.M.D., c.v (pp.382-384).
- (72) G.P.B., III, 1, 2, 4.
- (73) G.P.B., III, 1, 2, 5.
- (74) これらの決議については、バインケルスフーク自身も若干言及している。D.M.D., c.ii (pp.364-365) *et* c.iv (p.375).

- (75) Traité pour le rétablissement du commerce fait à S. Germain en Laye le 29. mars 1632. (*Dumont*, VI, i, 33.)
- (76) See, C. J. Kulstrud, *Maritime Neutrality to 1780* (Boston, 1936), pp.161-162.
- (77) Traité concernant le commerce par mer, fait à Paris le 18. jour d'avril 1646. (*Dumont*, VI, i, 342-343.) 此の条約と着弾距離説の關係については、次の文献を見よ。 Raestad, *supra* note 12, pp.108-110.
- (78) Treaty between France and The Netherlands, signed at Paris, 27 April 1662. (*Parry*, VII, 139 *et seq.*)
- (79) Treaty of Commerce and Navigation, signed at Nimeguen, 10 August 1678. (*Parry*, XIV, 399 *et seq.*)
- (80) Treaty of Commerce, Navigation and Marine, signed at Versailles, 21 December 1739. (*Parry*, XXXV, 459 *et seq.*)
- (81) Treaty of Peace, 22 November 1662. (*Parry*, VII, 277 *et seq.*) 但し、着弾距離規則については仏語条文には言及がなく、蘭語条文および訂正版ラテン語条文（共に第四条）に登場する。
- (82) G. Chalmers, *A Collection of Treaties between Great Britain and Other Powers*, 2 vols. (London, 1790), vol.1, p.155.
- (83) Treaty of Commerce, signed at The Hague, 17 February 1668. (*Parry*, X, 441 *et seq.*)
- (84) Treaty between France and Spain, signed at the Isle of Pheasants, 7 November 1659. (*Parry*, V, 325 *et seq.*) この条約には一六六一年一月二九日のフランス国王の宣言によつてオランダが加入するところとなった。尚、クルスルドゥ (*Carl Jacob Kulstrud*) は、ビレネー条約が「それに続く一二五年間に締結された諸条約の中で、類似の規則についての模範」であると評価している。 Kulstrud, *supra* note 76, p.162. しかし、前述のオランダが当事国となった諸条約の存在を勘案すれば、この見解には同意せざる。
- (85) Treaty of Commerce and Navigation, signed at Utrecht, 11 April 1713. (*Parry*, XXVIII, 1 *et seq.*) この条約は「エトレンヌ条約」の一部を構成するものとせよ。
- (86) D. P. O'Connell, *The International Law of the Sea*, 2 vols. (Oxford, 1982), vol.1, p.128.
- (87) J. K. Oudendijk, *Status and Extent of Adjacent Waters* (Leyden, 1970), pp.34-35.
- (88) Fulton, *supra* note 1, pp.156-157.

- (88) Walker, *supra* note 14, p.222. See, further Kent, *supra* note 26, pp.538-539.
- (90) Raestad, *supra* note 12, p.602.
- (91) 恐らくは、テルデルス (Benjamin M. Telders) が指摘するように、着弾距離説は学者のペンから生まれたというよりも、むしろ現実的政治家の頭脳から生まれたとする方が真実にはるかに近いであろう。B. M. Telders, "De Oorsprong van het Leerstuk der Territoriale Zee", *De Gids*, vol.2 (1937), p.308.
- (92) 次の文献では、バインケルスフークが「着弾距離説を明確に学問的方法で擁護した最初の学者」とされている。W. G. Grewe, *Epochen der Völkerrechtsgeschichte* (Baden-Baden, 1984), S.383. また、ウォーカーは、バインケルスフークについて「当該『着弾距離』規則の存在を国際法の問題に関する論文の中に記録した最初期の法律家ではあるものの、その発明者では決しなかったように思われる」(「」内は筆者(明石)による。)としている。Walker, *supra* note 14, pp.224 et 230.
- (93) 前註(74)を見よ。
- (94) バインケルスフークの理論の(オランダの国益を優先するという意味での)政治性については、次の拙著を見よ。K. Akashi, *Cornelius van Bynkershoek: His Role in the History of International Law* (The Hague/London/Boston, 1998), pp.96-129.
- (95) それでは、(少なくとも学説上)海帯観念・着弾距離説・領海三海里規則の三者が明確に意識されるのは何時のことなのであろうか。筆者(明石)は、どんなに遅くとも一八世紀末のガリアニ (Ferdinando Galiani) やアズニ (Domenico Alberto Azuni) の著作において確立していると考えようが、最も適切であると考えよう。F. Galiani, *Dei doveri dei principi neutrali verso i principi guerreggianti, e di questi verso i neutrali* (Napoli, 1782) (Reprint, G.M. Monti (ed.) (Bologna, 1942); D. A. Azuni, *Sistema universale dei principi del diritto marittimo dell'Europa* (Firenze, 1795). 例えば、アズニは「領海の範囲について」という一節を設けて、海帯概念としての領海を前提として、射程距離を支持して、その範囲を三海里を超えない距離としており、しかもそれが大砲の最大射程である点にも言及している。D. A. Azuni, *Système universel de principes du droit maritime de l'Europe* (Digeon, 1798), pp.42-61, esp. 58.